

別添1 行政文書の開示決定等に関する留意事項

1 行政文書の定義（情報公開法第2条第2項）

- 1—1 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」
- 1—2 「文書、図画及び電磁的記録」
- 1—3 「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」
- 1—4 「当該行政機関が保有しているもの」
- 1—5 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（第1号）

2 行政文書の開示義務（情報公開法第5条本文）

- 2—1 開示又は不開示の基本的考え方
- 2—2 不開示情報の取扱い
- 2—3 開示の実施の方法との関係
- 2—4 情報公開法第5条各号における「公にすること」の趣旨
- 2—5 不開示情報該当性の判断の時点

3 個人に関する情報（情報公開法第5条第1号）

- 3—1 特定の個人を識別することができる情報
- 3—2 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）
- 3—3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）
- 3—4 「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）
- 3—5 本人からの開示請求
- 3—6 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例
- 3—7 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書

4 法人等に関する情報（情報公開法第5条第2号）

- 4—1 「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）」
- 4—2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）
- 4—3 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」（ロ）
- 4—4 本号イの不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

4—5 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書

5 国の安全等に関する情報（情報公開法第5条第3号）

- 5—1 「国の安全が害されるおそれ」
- 5—2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」
- 5—3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」
- 5—4 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」
- 5—5 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

6 公共の安全等に関する情報（情報公開法第5条第4号）

- 6—1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」
- 6—2 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」
- 6—3 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

7 審議、検討又は協議に関する情報（情報公開法第5条第5号）

- 7—1 「国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間」
- 7—2 「審議、検討又は協議に関する情報」
- 7—3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」
- 7—4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」
- 7—5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」
- 7—6 「不当に」
- 7—7 意思決定後の取扱い等
- 7—8 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

8 事務又は事業に関する情報（情報公開法第5条第6号）

- 8—1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」
- 8—2 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（イ）
- 8—3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（ロ）
- 8—4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（ハ）
- 8—5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（二）
- 8—6 「国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（ホ）

8—7 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

9 部分開示（情報公開法第6条）

9—1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

9—2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

10 公益上の理由による裁量的開示（情報公開法第7条）

10—1 「公益上特に必要があると認めるとき」

11 行政文書の存否に関する情報（情報公開法第8条）

11—1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

11—2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

12 開示請求に対する措置（情報公開法第9条）

12—1 開示請求が権利濫用に当る場合

1 行政文書の定義（情報公開法第2条第2項）に関する留意事項

（定義）

第2条

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

情報公開法第2条第2項は、情報公開法に基づく開示請求の対象となる「行政文書」の定義を規定している。

開示決定等をするに当たって、本条本項に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

1－1 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」

行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること又は収受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

1－2 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」

行政機関において現に事務又は事業において用いられている記録の形式については、上記の媒体によるもので網羅される。

「文書、図画」は、人の思想等を文字及び記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図面、写真、及びこれらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ及びビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、情報公開法第2条第2項ただし書に該当するものを除き、電磁的記録

に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報及びハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

1-3 「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」

「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、

- ①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料及び備忘録等）
- ②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- ③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等。なお、担当職員が原案の検討過程で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）

等は、組織的に用いるものには該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、

- ①文書の作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）
- ②当該文書の利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）
- ③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）

等を総合的に考慮して実質的な判断を行う。

また、どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、

- ①決裁を要するものについては起案文書が作成され、稟議に付された時点
- ②会議に提出した時点
- ③申請書等が行政機関の事務所に到達した時
- ④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点

等が一つの目安となる。

1－4 「当該行政機関が保有しているもの」

「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（当該文書の作成、保存、閲覧、提供、移管及び廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。なお、例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできない等、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）していれば、「所持」に該当し、保有していることに該当する。

また、一時的に文書を借用している場合又は預かっている場合等、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

1－5 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（第1号）

一般に容易に入手又は利用が可能なものは、開示請求権制度の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代替りの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも問題がある。

他方、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象文書から除くこととしたものである。不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌及び書籍等も含まれる。

行政機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本規定に該当せず、開示請求の対象となる。ただし、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合は、担当部局若しくは課において配布していること又は当該行政機関のホームページに掲載していること等を教示する等の対応を行う。

2 行政文書の開示義務（情報公開法第5条本文）に関する留意事項

（行政文書の開示義務）

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

情報公開法第5条本文は、開示請求に対する行政機関の長の開示義務を明らかにしており、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

開示決定等をするに当たって、本条本文に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

2-1 開示又は不開示の基本的考え方

情報公開法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とし、行政情報は原則開示との考え方に立つ。しかしながら、一方で、個人又は法人等の権利利益や、国の安全又は公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、同法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る行政文書を開示しなければならないこととしている。

2-2 不開示情報の取扱い

不開示情報は、情報公開法第7条等に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならない。ある情報が同法第5条各号に掲げる複数の不開示情報に該当する場合があることから、ある情報を開示する場合は、同条各号に掲げる不開示情報のいずれにも該当しないことを確認する。開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合は、同法第6条に基づき、当該不開示情報を除き、部分開示する。

2-3 開示の実施の方法との関係

情報公開法でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し見せることであり、開示又は不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示又は不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、行政文書の保存又は技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合等は、開示決定された行政文書の開示の実施に当たり、一定の制約を設けることができる。

2－4 情報公開法第5条各号における「公にすること」の趣旨

情報公開法第5条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすることにより」おそれがあるか等を判断する。「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。同法では、何人も、請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができるので、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということを意味する。

2－5 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化又は当該情報に係る事務若しくは事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断する。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

3 個人に関する情報（情報公開法第5条第1号）に関する留意事項

第5条（個人に関する情報）

1 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

情報公開法第5条第1号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

情報公開法では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要性のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを限定列举している。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

3-1 特定の個人を識別することができる情報

（1）「個人に関する情報」

「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断及び評価等、個人に関連する情報全般を意味する。個人の属性、人格及び私生活に関する情報、個人の知的創作物に関する情報並びに組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、また、個人情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区別しない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報を本号ハにおいて除外している。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。また、外国に居住している者（国籍を問わない。）も含まれる。

(2) 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であり、本号の個人情報からは除外している。「営む」とは、同種の行為の反復継続的行為をいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

事業者としてのものではない氏名及び住所等の情報は本号で取り扱う。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体（以下「個人識別情報」という。）である。個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成する。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号及び番号（例えば、振込口座番号、試験の受験番号又は保険証の記号番号等）並びに映像等がある。氏名以外の記述等については、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合がある。例えば、年齢、性別、印影、履歴、肖像及び振込金融機関名等の情報については、これらの情報を組み合わせることにより特定の個人を識別できる場合がある。

(4) 「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

① 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについては、個人識別情報として不開示情報に該当する。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報及び図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。一般人が通常入手し得るかどうかの判断に当たっては、行政庁において、通常の注意力をもって審査するのであり、調査義務があるものではない。

また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者又は地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、入手するために特別の調査を必要とする情報については、「他の情報」に含まれない。

② 厳密には特定の個人を識別することができる情報ではないものであっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれがある場合は、当該情報の性質並びに集団の性格及び規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、当該情報が個人識別情報に該当する場合がある。

(5) 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

匿名の作文及び無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの又は公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある場合は、本規定に該当する。

例えば、会議等の場において著作物になる前の個人の研究成果について発言した場合、当該発言に係る録音テープ及び議事録等は、著作物として本号に該当する。また、個人識別性のない情報ではあるが、公にしないとの前提で行政機関に提供された情報については、個人の権利利益を害するおそれがあれば、本規定に該当する。

3—2 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）

(1) 「法令の規定により」

「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定（訓令その他の命令は含まれない。）に限られる。法令により、情報の公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、本規定に該当しない。法令の規定により期間を限定して行政文書の閲覧のみ許可されている場合は、期間中は何人でも閲覧できるのであれば、少なくとも当該期間中においては、本規定に該当する。

(2) 「慣行として」

公にすることが慣習（社会生活の中で反復して行われ、ある程度まで人の行動を拘束するようになった一種の社会規範をいう。以下同じ。）として行われていることを意味する。慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、当該事例が個別的な事例にとどまる限り、本規定に該当しない。取材等でたまたま明らかになっているものは、一般的には、慣行として公にされているものではない。誤って現に公衆が知り得る状態に置かれた場合及び他者の故意又は過失により現に公衆が知り得る状態に置かれた場合は、本規定に該当しない。

(3) 「公にされ」

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合がある。現に公衆が知り得る状態に置いた主体が誰であるかは、当該情報が公にされたものであるかどうかの判断とは関係がない。

例えば、法人（政党）が届け出た個人に関する情報で、その法人がその同種の情報を自

らインターネットで公表している場合又は法人（政党）が届け出た個人に関する情報で、その同種の情報が政界要覧等の定期的に発行される雑誌に記載されている場合は、本規定に該当する。

（４）「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。例えば、ある事業についての報告書を毎年公表している慣行がある場合で、同種の新規事業に着手し、同様に報告書を作成したが、報告書の事項も同様に特異な取扱いをする必要がない場合等である。

「予定している」とは、予め意思決定をしておくことは必ずしも必要ない。例えば、職員の不祥事情報についてその都度一定範囲で公にしている場合は、予めの定めがなくとも、本規定に該当する。

３－３ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書口）

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命又は健康等の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示する。現実に、人の生命又は健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。当該蓋然性の判断に当たっては、特別な調査によらず、一般に通常考えられる範囲内で判断することで足りる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重な検討を行う。人の生命又は健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、情報公開法第７条の規定により行う。

３－４ 「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

（１）「当該個人が公務員である場合において」

「公務員」とは、広く公務遂行を担任する者をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官及び審議会委員等を含む。また、公務員であった者の公務員であった当時の情報については、本規定

に該当する。

「公務員」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員以外の個人情報である場合等、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断し、当該公務員にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

(2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関その他の国の機関又は地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報及び職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報が含まれる。また他方、研修受講職員にとって、公務であってもその担任する職務と関係のない活動に関する情報、例えば、研修における出席簿、個人成績表、報告書及び試験結果等は含まれない。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とする。公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、職員個人に係る人事査定及び評価情報並びに給与等情報等は、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象ではない。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

政府の諸活動を説明する責務を全うする観点から、公務員の氏名を除き、どのような地位及び立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、特定の公務員が識別される結果となるとしても、当該公務員の個人情報としては不開示情報に該当しない。

(4) 公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名の取扱い

公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、公にした場合、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号ただし書イに該当する場合には例外的に開示する。

すなわち、公務員の職及び氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報について、本号ハの規定とともに、同号イの規定が重疊的に適用され、個人情報としては不開示情報に該当しない。

慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名及び氏名とを公表する慣行がある場合、又は行政機関により作成され、若しくは行政機関が公にする意思をもって若しくは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、

「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。職員等に限定して販売しているものについては、公にしている又は市販しているものではなく、

「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

3－5 本人からの開示請求

情報公開法の開示請求権制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、情報公開法第5条第1号イからハの規定に該当する場合又は同法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示に該当する場合でない限り、不開示とする。

3－6 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」
 - ・ 氏名、職業（勤務先法人等名）、役職名、映像、肖像、声及び筆跡等特定の個人を表象する記述等
 - ・ 振込口座番号、試験の受験番号及び保険証の記号番号等、個人別に付され、特定の個人を識別することができる記述等
 - ・ 生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、印影、履歴及び振込金融機関名等、単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの記述等が組み合わされることにより特定の個人を識別することができることとなる場合が多い記述等
 - ・ 思想及び宗教等個人の内心に関する情報
 - ・ 健康状態及び病歴等個人の心身状態に関する情報
 - ・ 家族構成、家計収支及び勤務先等個人の生活状態に関する情報
 - ・ 出身地、学歴、職歴及び結婚歴等個人の経歴並びに社会的な活動に関する情報
 - ・ その他特定の個人を識別できる情報
- (2) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」
 - ・ カルテ及び作文等個人の人格と密接に関連する情報
 - ・ 個人の著作物等財産権その他個人の権利利益を害するおそれのある情報
- (3) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報」について、「他の情報」に該当する場合がある情報の例は、以下の通りである。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報
- ・ 以前の開示請求により開示されている情報
- ・ 近親者又は地域住民等であれば、通常入手可能な情報

3－7 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書

上記2種類の行政文書に関する開示又は不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的及び内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、別添2の通りとする。ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

4 法人等に関する情報（情報公開法第5条第2号）に関する留意事項

第5条（法人等に関する情報）

2 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

情報公開法第5条第2号は、法人等に関する情報の又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

4-1 「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）」

（1）「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報」

株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人及び宗教法人等の民間法人のほか、独立行政法人、特殊法人、認可法人、政治団体（政党を含む。）、外国法人及び権利能力なき社団等が含まれる。倒産、廃業又は解散等により現在存在していない法人等について、「法人その他の団体」に含まれる場合がある。この場合、一般的には、権利利益が承継された法人等の問題として、その正当な利益等を判断する。

国及び地方公共団体については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示又は不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、本条第6号等に該当するかどうかの判断をする。

本号においても、本条第1号同様、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮しない。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事、研修及び社内管理体制等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報並びに名誉、社会的信用及び社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報等、法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

法人等の名称、所在地及び役員名等で登記により公開されているものについては、本号イ又はロに該当する場合を除き、開示する。法人ではない事業を営む個人の当該事業に関する情報並びに権利能力なき社団等の名称及び住所等についても、本号イ又はロに該当する場合を除き開示することとなるが、本号イ又はロの該当性の判断に当たっては、登記が

行われていないという事情を考慮する。

法人の財務状況の一覧のような資料の場合、一覧表となることにより各法人間の財務状況の優劣が明らかになることがある。この場合、個々の法人の財務状況データについて別途公にされている場合には、一覧表となることにより比較され優劣が明らかになるとしても公になっている事実の範囲内と考えられ、本号には該当しない。

複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報である場合は、本規定に該当する。

法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

政党が作成した文書で意思決定過程の文書及び政府提案の法案の審査を行う政党の会合の議事録を行政機関が行政文書として保有している場合、主として本号（後者については更に本条第5号）の不開示情報に該当するかどうかを判断する。一般論としては、政党の意思決定過程の情報については、政党活動の自由の観点から適切な保護が図られる。

（２）「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

（３）「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

本条第1号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命及び健康等の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示する。例えば、金融機関の破綻情報に関する開示請求の場合、公にしないことにより保護される金融機関の権利利益と公にすることにより保護される人の財産の利益（一個人又は多数人）とを比較衡量する。

現実には人の生命又は健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性（当該蓋然性の判断は、一般に通常考えられる範囲内で判断することで足りる。）が高い場合も含まれる。法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命又は健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命又は健康等に対する被害等の発生が予想される場合もある。例えば、毒性のある物質の発生により人の生命又は健康が損なわれているような急迫した事態が生じた場合に、当該物質の発生と具体的な発生源について明確な因果関係が証明されていなくとも何らかの因果関係があると推測される場合、本規定に該当する。

4－2 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（イ）

(1) 「権利」

信教の自由、集会及び結社の自由、学問の自由並びに財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

(2) 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。例えば、製造又は販売等において他社に優る地位等がある。

(3) 「その他正当な利益」

「正当」な利益とは、法令上又は社会通念上保護されることが相当である当該法人等又は事業を営む個人の利益を指し、ノウハウ及び信用等、法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。公表を伴う行政処分の対象となった違法事実に関する情報は、本規定に該当しない。

(4) 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格並びに権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（例えば、信教の自由又は学問の自由等）の保護の必要性及び当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮する。この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を必要とする。

公にされる情報それ自体からは正当な利益を害するおそれはないが、個人識別情報と同様に、他の情報と照合することにより害するおそれがある場合、当該情報は不開示情報に該当する。

複数の法人等又は事業を営む個人に関わる情報について、いずれか一の法人等又は事業を営む個人について正当な利益を害するおそれが認められる場合、当該情報全体が不開示情報に該当する。

許認可等の申請に対する却下若しくは拒否の事実又は申告制度に基づく苦情等については、たとえ事実であったとしても、通常公にされず、また公になると当該法人等の社会的信用等が侵害され、法人等の正当な利益を害するおそれがある場合には、当該情報は不開示情報に該当する。

4－3 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(ロ)

本号ロは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報について、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとする。

るものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。法人等から提供された情報については、当該法人等から提供された文書による情報に限らず、例えば法人等から口頭で提供された情報であって、行政機関側で文書等に記録したものを含む。

行政機関の情報収集能力の保護は、本条第6号等の不開示情報の規定によって判断する。

また、事業を営む個人以外の個人から提供される情報は、当該個人との信頼と期待を保護する必要がある場合には、本条第1号により、不開示情報として保護する。

(1) 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとして当該条件を受諾した上で提供を受けた場合には、本規定に該当する。情報の提供後であっても、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した場合には、その時点から、本規定に該当する。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

「条件」については、行政機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合及び法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合が含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、口頭による確認のほか、黙示的なものを排除しない。例えば、口頭又は文書によって条件が付されたものではないが、当該情報の性質又は当時の状況等に照らして、公にしないとの条件が付されたものと合理的に認められる場合は、「公にしないとの条件」が成立する。

情報の提供方法としては、書面による場合に限らず、例えば、法人等から口頭で提供された情報であって、行政機関の職員側で文書等に記録したものも含まれる。

(2) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界（業界に準ずるものを含む。）における通常の手続きを意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該

情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本規定には該当しない。

4－4 本号イの不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- ・事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事、研修及び社内管理体制等に関する情報
- ・生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報
- ・名誉、社会的信用、社会的活動の自由及び知的所有権等、法人等の権利利益に関する情報

4－5 会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書

上記2種類の行政文書に関する開示又は不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的及び内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、別添2の通りとする。ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

5 国の安全等に関する情報（情報公開法第5条第3号）に関する留意事項

第5条（国の安全等に関する情報）

- 3 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

情報公開法第5条第3号は、国の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、情報公開法においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。そこで、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とする。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

5-1 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。例えば、直接侵略及び間接侵略に対し、独立及び平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること又は国の存立基盤としての基本的な政治方式並びに経済及び社会秩序の安定が保たれていること等を指す。

我が国金融システム及び金融市場の大混乱を防ぐため信用秩序を維持することは、「基本的な経済及び社会秩序の安定が保たれていること」に該当する場合がある。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これら国の安全に対する侵害のおそれ（当該安全を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

5-2 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（例えば、各国の中央銀行及び他国政府機関と一体となった国営企業等であって、我が国政府機関との関係を自律的に処理できる能力を有するものの中で、個々の機関について、実質的に政府機関に準じるものに該当するもの等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際機関における「総会、理事会又は事務局」等の固有の常設機関が完全には形成されていないA S E M等の国際的な組織又は国際フォーラム及び自発的に国家間で形成された国際協調のための枠組みであって、個々の組

織について、実質的に国際協調のための枠組みに該当するもの等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め若しくは国際慣行に反することとなる情報、他国等の意思に一方的に反することとなる情報又は他国等に不当に不利益を与えることとなる情報等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が、本規定に該当する。

5－3 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる又は我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報（交渉に関して取られた措置及び対処方針の検討過程の資料等を含む。）であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国がとろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報は、本規定に該当する。

5－4 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと並びに我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的及び技術的判断を要すること等の特殊性があることに留意する。

本号の該当性の判断においては、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、当該事実が不開示情報の要件に該当するかどうかの認定又は評価を行う。

5－5 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「公にすることにより国の安全が害されるおそれ」のあるもの
 - ・ 安全保障上の情勢分析並びに政策形成及び遂行に支障を来す情報
 - ・ 同盟関係国との安全保障上の関係にとって、不利益を与えることになる情報
 - ・ 政府の秘密保全に係る情報
 - ・ 経済安全保障上の情勢分析並びに政策形成及び遂行に支障を来す情報

- ・信用秩序を揺るがし、我が国金融システム及び金融市場の大混乱を招くおそれのある情報
- ・その他国の安全が害されるおそれのある情報

(2) 「公にすることにより他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」のあるもの

- ・他国（地域を含む。）の政府又は国際機関より公開を前提とせずに提供された情報
- ・他国政府との間又は国際機関において、公表が申し合わされていない情報
- ・当該情報の関係国等に対し、その安全が害される等の不当な不利益を与える情報
- ・その他他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれのある情報

(3) 「公にすることにより他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」があるもの

- ・現在進行中の交渉に関する我が国の立場に係る情報又は我が国の立場を類推することに資する情報（一定期間以内に行われた過去の交渉に係る情報も含む。）
- ・将来交渉となった場合に我が国の立場に係る情報又は我が国の立場を類推することに資する情報となるおそれのある情報
- ・その他他国等との交渉上不利益を被るおそれのある情報

6 公共の安全等に関する情報（情報公開法第5条第4号）に関する留意事項

第5条（公共の安全等に関する情報）

- 4 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

情報公開法第5条第4号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

本条第3号と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とする。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

6-1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

- (1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。国民の防犯意識の啓発又は防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止すること、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料する場合に、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活動をいう。

「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本規定に該当する。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和 23 年法律 131 号）以外の特別法により、臨検、搜索、差押え又は告発等が規定され、犯罪の予防及び捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法（昭和 22 年法律第 54 号）違反の調査等、犯罪の予防及び捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制並びに強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本規定に該当する。

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）」第 5 章の疑わしい取引の届出制度は、犯罪捜査の端緒情報を提供するための制度であり、犯罪の捜査に密接に関連し、金融機関等から届出等された疑わしい取引に関する情報を公にすることは、捜査に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、本規定に該当する場合がある。

公にすることにより、テロ等の人の生命、身体若しくは財産等への不法な侵害又は特定の建造物若しくはシステムへの不法な侵入若しくは破壊を招くおそれがある等、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報、及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本規定に該当する。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境及び薬事等の衛生監視、建築規制並びに災害警備等、一般に公にしても犯罪の予防又は鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本規定に該当しない。

6－2 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的及び技術的判断を要すること等の特殊性があることに留意する。

本号の該当性の判断においては、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、当該事実が不開示情報の要件に該当するかどうかの認定又は評価を行う。

6－3 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第 5 条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

・ 捜査のための照会又は回答に関する情報

- ・ 犯罪の被疑者若しくはその参考人、違法若しくは不正な行為の通報者又は告発者を特定することができる情報
- ・ 訴訟に関連し、検察庁からの資料要求及び資料要求の対象となった資料
- ・ 来賓の日程等重要人物の詳細な行動に関する情報
- ・ 警備員の配置図及び警報機の設置場所等警備に関する具体的な情報
- ・ 武器、火薬及び放射性物質等の保存場所に関する具体的な情報
- ・ その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

7 審議、検討又は協議に関する情報（情報公開法第5条第5号）に関する留意事項

第5条（審議、検討又は協議に関する情報）

5 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

情報公開法第5条第5号は、審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

開示請求の対象となる行政文書の中には、行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。他方、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当でない。そこで、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

7－1 「国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間」

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）をいい、「国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間」とは、これらの機関及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

公益法人等その他の国の機関及び地方公共団体以外の機関が主催する会議に、国の機関及び地方公共団体の職員が職務として参加し、審議等を行った場合、当該会議に係る情報が国の機関の内部における審議等に当たる場合には、本規定に該当する。国の機関の内部における審議等に当たらない場合には、本条第2号又は第6号等の規定により判断する。

7－2 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関又は地方公共団体の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議及び打合せ、決裁を前提とした説明及び検討並びに審議会等又は行政機関が開催する有識者又は関係法人等を交えた研究会等における審議及び検討等、様々な審議等が行われている。本規定は、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

意思決定を求めるまでの過程で、結果的に意思決定に至らなかった審議等の内容等は、本規定に該当する。

審議等の内容に関する情報だけでなく、審議等を行う体制又は進め方に関する情報も、本規定に該当する。

ある機関において最終的な意思決定を行うまでの過程で行われる審議等に関する情報は、これに関与したすべての機関にとって、本規定に該当する。主管官庁が関係官庁に協議を行う場合、協議過程全体としては、協議が整った後の主務官庁が行う意思決定が最終的な意思決定であることから、主務官庁はもとより、協議先の関係省庁にとっても、当該協議における提出意見等の情報は本規定に該当する。

7－3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力又は干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議等の場における発言内容が公になると、発言者及びその家族に対して危害が及ぶおそれがあり、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じる場合は、本規定に該当する。

行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力（有形無形に関わらず、また直接的なものだけでなく間接的なものも含む。）により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる場合は、本規定に該当する。

許認可等の申請に対する処分について裁量的な部分がある場合に、許認可等の審査への圧力等により意思決定に支障を生じる場合は、本規定に該当する。

7－4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報又は事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解又は憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにするものである。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め又は売り惜しみ等が起こるおそれがある場合は、本規定に該当する。

行政機関の審査等を経た後公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては内容の確定していない文書を公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等がある場合は、審査終了までの間の請求については本規定に該当する。

審議会等の場で、様々な政策決定について検討している段階で、結果的には当該政策決定に反映されなかった情報について、そのまま開示すると、検討の状況を国民に知らせる意義と比較して、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについては、本規定に該当する。

7—5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報及び事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長する等、特定の者（具体的に個人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。）に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいう。7—4と同様に、事務又は事業の公正な遂行を図るとともに、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにするものである。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等（開示請求者だけではなく、他の不当な利害関係を有する者を含む。）が不当な利益を得る場合、又は違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法若しくは不当な行為を行っていなかった者が不利益を被る場合は、本規定に該当する。

なお、本規定に規定する「利益」又は「不利益」は、経済的なものに限られず、精神的苦痛や社会的信用も含まれる。

7—6 「不当に」

上記7—3、7—4及び7—5の「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益（政府の説明責任を全うする観点から、意思形成過程を明らかにすることの利益）と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

7—7 意思決定後の取扱い等

審議等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後は、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、一般的には、本号の不開示情報に該当する場合は少ない。しかしながら、審議等が終了し意思決定が行われた後であっても、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合又は当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等、審議等の過程が重層的若しくは連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかを判断する。

また、審議等が終了し意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が公になると、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合又は将来予定されている同種の審議等に係る意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合（例えば、結果的に選択されなかった選択肢が公になることにより、将来の審議等の際の選択肢を狭め、将来の審議等に影響する場合がある。）等は、本号に該当する。

7—8 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるもの
 - ・ 審議会等における審議及び具体的な意思決定の前段階として政策等の選択肢に関する自由討議、検討その他の行政機関内部における審議等に関する情報であって、公にすることにより、有形又は無形、直接的又は間接的な外部からの圧力又は干渉等の不当な影響を受けるおそれがある情報
 - ・ 関係行政機関全体又は協議元の行政機関としての最終的な意思決定に至るまでの過程で行政機関相互間又は地方公共団体との間で行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形又は無形、直接的又は間接的な外部からの圧力又は干渉等の不当な影響を受けるおそれがある情報
 - ・ 調停、仲裁その他の紛争処理上の事案に関する情報
 - ・ 叙勲又は表彰等に係る推薦に関する情報
 - ・ その他公にすることにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報
- (2) 「公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるもの
 - ・ 関係者による事実関係の確認が得られていない情報
 - ・ 専門的な検討を経ていない情報（専門的な検討を行っているが当該調査データに対する評価及び評価を推測させるもの等も含む。）
 - ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
 - ・ 行政手続法第2条第3号に規定する申請の審査及び同4号に規定する不利益処分の実施の検討等に関する情報
 - ・ その他公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- (3) 「公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれ」があるもの
 - ・ 一定期間後に一斉公表が予定されている法令、基準又は規格等に関する情報
 - ・ 実施以前に公表されることが想定されていない不利益処分に関する情報
 - ・ その他公にすることにより特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

8 事務又は事業に関する情報（情報公開法第5条第6号）に関する留意事項

第5条（事務又は事業に関する情報）

6 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

情報公開法第5条第6号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。

開示決定等をするに当たって、本号に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

8-1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

（1）「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」として本号イからホまでに掲げた事務又は事業に関する情報は、各機関共通的に見られるものであって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当する場合がある。

記者発表等、一定期間後に公表する予定となっている文書又は行政機関の審査を経た後公表される予定となっている文書であって、公表日前に公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当する。

なお、「不当に」の文言が本号ロ及びハにしか記載されていないが、本号イ、ニ及びホについては、それぞれ、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な

行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする」、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす」及び「正当な利益を害する」について検討するに当たり、不当かどうかの判断をする。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、及びその目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

各規定の要件の該当性は、客観的に判断する。事務又は事業については、その根拠となる規定及び趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で、「適正な遂行」に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

**8－2 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」
(イ)**

(1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格又は等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法な又は適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識及び能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

監査等の事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期及び調査事項等の詳細なもの、試験問題等のように事前に公にすれば適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、並びに行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長するおそれ又は巧妙に行うことにより隠蔽をする等のおそれがあるもの等があり、当該情報については、不開示とする。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは、不開示とする。

監査等の手法、マニュアル、試験の実施要領等の試験の管理監督の手法、試験の採点、合否基準等試験の判定及び評価手法に関する詳細な情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるものについては、不開示とする。

8－3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（ロ）

（１）「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議又は調整等の折衝を行うことをいう。例えば、補償交渉、土地売買交渉、組合団体交渉等がある。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

（２）「国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国又は地方公共団体が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれがあるもの又は交渉若しくは争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。

8－4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（ハ）

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報若しくは調査研究の途中段階の情報等で、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、又は試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫若しくは研究意欲が不当に妨げられ、又は減退する等、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。

8－5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（二）

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価、人事異動又は昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、当該情報については、不開示とする。

8—6 「国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」 (ホ)

国又は地方公共団体が経営する企業（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 1 号に規定する国営企業及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条の適用を受ける企業をいう。）に係る事業については、企業経営という事業の性質上、本条第 2 号と同様な考え方で、その正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とする。ただし、国又は地方公共団体が経営している企業であることに照らして、国民主権又は地方自治の本旨にのっとりた諸活動を説明する責務という観点から、国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、法人等とはおのずと異なり、より狭いものとなる場合がある。

8—7 本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例

本号の不開示情報に該当し、不開示となることがある情報の例は、以下の通りである。

ただし、本例は一般的な例を想定したものであり、運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質等個別の事情を総合的に勘案し、画一的又は一律的にならないよう留意し、情報公開法第 5 条各号の規定等の趣旨に沿って個別的に判断する。

- (1) 「公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるもの
 - ・ 検査等の対象、実施時期、検査事項その他の個別具体的な検査等の実施に関する情報
 - ・ 検査等の詳細な手法又は実務に関する情報
 - ・ 試験の実施要領その他の試験の詳細な管理監督の手法に関する情報
 - ・ 試験の採点、合否基準その他の詳細な試験の判定及び評価手法に関する情報
 - ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の具体的な試験の問題作成に関する情報
 - ・ その他公にすることにより、監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報

- (2) 「公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるもの
- ・ 職員団体との交渉に係る交渉方針、交渉結果又は要求等に関する情報
 - ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ又は示談等に関する情報
 - ・ その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報
- (3) 「公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるもの
- ・ 研究課題、研究計画、研究成果その他の研究に関する情報であって、公にすることにより、知的所有権若しくは自由な発想、創意工夫又は研究意欲等を不当に阻害するおそれのある情報
 - ・ 調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握及び事後の協力が困難になるおそれのある情報
 - ・ その他公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報
- (4) 「公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるもの
- ・ 職員調書、昇任等の推薦者名簿、選考基準その他の人事査定及び評価に関する情報
 - ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報
 - ・ 給与支給額、俸給その他の個々の職員の給与に関する情報
 - ・ その他公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 「公にすることにより、国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があるもの
- ・ 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに準じる情報

9 部分開示（情報公開法第6条）に関する留意事項

（部分開示）

第6条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

情報公開法第6条第1項は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における行政機関の長の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

第2項は、開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

開示決定等をするに当たって、本条に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

9－1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

（1）「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

同法第5条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本条本項の規定により、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断をする。

（2）「容易に区分して除くことができるとき」

ア 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合及び区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、部分開示しない。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味する。「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り又は被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特

徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

イ 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写する等により行うことができ、一般的には容易である。部分開示の作業に多くの時間及び労力を要することは、直ちに、区分し又は分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画及び磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合及び録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合等、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがある。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、容易に区分して除くことができない場合に該当する。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文又は段落等を、表であれば個々の欄等を、単位として判断する。

イ 部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについて、例えば、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか又は当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすか等の方法の選択は、不開示情報を開示したこととならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

例えば、ある法人の経済活動についての詳細情報がひとまとまりの不開示情報である場合、その一部である外形事実部分のみの情報を開示する場合等がある。

(4) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

ア 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字又は数字等の羅列となる場合等である。ただし、「残りの部分」が既に公にされている情報のみであることをもって有意な情報でないとはしない。

有意性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば当該他の情報も併せて判断する。

イ 有意性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に判断する。

9-2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

（1）「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成する。他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にする。

このため、本条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じない場合には、部分開示とする。

イ 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、情報公開法第5条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」は、特定の個人を識別することができるものに含まれる。

（2）「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であるものもある。例えば、カルテ及び作文等の個人の人格と密接に関連する情報並びに個人の未公表の研究論文等、開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用する。

（3）「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

本条第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、情報公開法第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱う。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分を開示する。

また、同法第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるか

どうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、個人を識別することができる要素は、同法第5条第1号イからハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象としない。

10 公益上の理由による裁量的開示（情報公開法第7条）に関する留意事項

（公益上の理由による裁量的開示）

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

情報公開法第7条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について規定するものである。同法第5条で不開示情報に該当するものについては不開示義務があることを前提として、行政機関の長の公益上の理由による裁量的開示の根拠を与えたものである。

開示決定等をするに当たって、本条に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

10-1 「公益上特に必要があると認めるとき」

情報公開法第5条各号に規定する不開示情報に該当する情報であるが、金融庁長官の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合は、当該情報を開示することができる。

同法第5条各号において、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、同条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、本条により、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができる。

本条では、同法第5条各号のうち第1号及び第2号に規定する不開示情報については、義務的公益開示の規定で比較される生命及び身体等とは別の公益との比較衡量を行う。その他各号の不開示情報該当性の要件を判断するに当たっては、「不当に」又は「適正な」等の表現が用いられ、公益等との比較衡量が行われるが、本条では、開示又は不開示の決定に当たり、最終的及び総合的な判断として、公益との比較衡量を行う。

なお、公益上の必要性については、個別の開示請求ごとに、当該請求時点における諸般の事情を考慮して判断することになるが、この場合に緊急事態や特殊事情も比較衡量の際に考慮する。

1.1 行政文書の存否に関する情報（情報公開法第8条）に関する留意事項

（行政文書の存否に関する情報）

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

情報公開法第8条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、行政機関の長は、行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

開示決定等をするに当たって、本条に関して、留意すべき事項は以下の通りである。

1.1-1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、当該行政文書の存否について回答すれば不開示情報を開示することとなる場合には、当該行政文書の存否を明らかにしないで当該行政文書を開示しない旨の決定を行う。

存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで当該情報を開示しない旨の決定を行う。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とは結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合がある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、情報公開法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得るものであり、例えば次に掲げるものがある。

- ①特定の個人の病歴に関する情報（同条第1号）
- ②先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（同条第2号）
- ③情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（同条第3号）
- ④犯罪の内偵捜査に関する情報（同条第4号）
- ⑤買い占めを招く等国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（同条第5号）
- ⑥特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（同条第6号）

1.1-2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分である

ことから、行政手続法第 8 条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るもの（個々の開示請求者が明確に認識し得る必要はないが、一般人を基準とした者が明確に認識し得るもの。）であることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容及び開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する。

1 2 開示請求に対する措置（情報公開法第 9 条）に関する留意事項

（開示請求に対する措置）

第 9 条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 2 — 1 開示請求が権利濫用に当たる場合

法の一般原則として、開示請求が権利濫用に当たる場合は、開示しない旨の決定を行う。どのような場合に権利濫用に当たるかについては、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるかどうかを個別に判断する。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できる。

開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあっても、行政機関の事務を停滞又は混乱させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、情報公開法第 11 条に規定する処理期限の特例により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。

会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する行政文書の 開示又は不開示の取扱い

以下の開示又は不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的及び内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。その運用に当たっては、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容及び性質を踏まえ、画一的、一律的にならないよう留意し、情報公開法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する。

1 会議等の開催に関する会計文書

(1) 該当する文書

金融庁において日常的に開催されている会議等（①金融庁の部内の会議、②他の行政機関、地方公共団体又は民間団体等の職員を交えた連絡、協議又は打合せ会議、③審議会等又は行政運営上の懇談会等）の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類（決裁伺い、支出負担行為即支出決定決議書及び証拠書類（確認書、業者からの請求書、諸謝金支給調書及び旅費請求書等））

(2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。

ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議又は交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時又は場所等の情報を公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる等、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する。

ア 一般的に情報公開法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

- ・ 起案（決裁）年月日、決裁者職名、合議者職名、起案者職名、会議等名、開催目的、開催日時、開催場所、出席予定者数、経費所要見込額、支出科目、出席者数、出席者の所属機関・職名（出席者が公務員の場合）
- ・ 諸謝金支給総額
- ・ 債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額
- ・ 会議等出席のための出張者の所属部局・官職・職名（出席者が公務員の場合）、用務（業務内容）、用務先、旅行命令権者印（公印）、旅費概算（精算）額、出張年月日、出発地・経路・到着地等、旅費請求（受領）年月日

イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

- ・ 決裁者氏名（署名又は印影）、合議者氏名（署名又は印影）、起案者氏名（署名又は印影）、出席者の所属団体・役職名（出席者が公務員以外の場合）、出席者氏名
- ・ 謝金受領（予定）者の所属機関・職名・受領者名
- ・ 会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名（出席者が公務員以外の場合）、出張者氏名

（参考）以下の場合、開示する。

- ① 公務員の氏名については、例えば、行政機関により作成され、又は行政機関から提供された情報を基に作成され、市販されている名簿に職と氏名が掲載されている場合及び幹部職員として異動時に職とその氏名が行政機関により公表されている場合は、情報公開法第5条第1号イに該当する。
- ② 出席者等が公務員以外における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされている場合は、同号イに該当する。
- ③ 謝金支給（予定）額（公務員の場合）については、例えば、国家公務員倫理法第9条の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。
- ④ 謝金受領（予定）者の所属機関・職名（公務員の場合）については、当該謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行の場合は情報公開法第5条第1号ハに該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当しない場合は、③と同様となる。
- ⑤ 会議等が出席者の役職名（公務員以外の場合）、氏名その他の事項を公にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開示情報に該当しない。

ウ 一般的に情報公開法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの

- ・ 謝金受領（予定）者の謝金支給（予定）額（出席者が公務員以外の場合）、謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号
- ・ 債権者（茶菓弁当、貸会議室関係事業者）印影、債権者金融機関名、債権者口座番号
- ・ 会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関名、旅費振込口座番号

2 職員の勤務状況に関する文書

(1) 該当する文書

- ・ 出勤簿、旅行命令簿、休暇簿

なお、金融庁において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定しており、職務の性質等が特殊なものを除く。

(2) 記載情報ごとの開示又は不開示の取扱い

記載情報ごとの開示又は不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理する。

ただし、アに該当する場合であっても、例えば、用務又は用務先等を公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる等、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する。

ア 一般的に情報公開法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

- ・旅行命令簿における所属部局課、官職、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額

イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

- ・旅行命令簿における職員の氏名、旅行命令権者印（印影）、旅行者氏名（印影）、支出官等印（印影）

（注）

1－(2)－イの（参考）参照。

ウ 一般的に、情報公開法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの

- ・出勤簿における氏名、日付欄に記載される出勤の表記（印影）・出張の表記・休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間（月計・累計・残）、病気休暇日数（月計）、特別休暇日数（月計）、レクリエーション（月計）、介護休暇日数（月計）、欠勤日数（月計）
- ・旅行命令簿における職務の級、住所
- ・休暇簿における所属、氏名、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印（印影）、請求年月日、承認の可否、決裁印（印影）、勤務時間管理員処理（印影）